

令和4年度版

おしらせ

飯舘村役場情報2022



飯舘村役場の各課・各係の連絡先一覧を掲載します。今年度から、村づくり推進課の企画係と定住交流係が「企画定住係」に統合されました。また建設課農林土木係が「農業基盤再生係」となります。業務内容や連絡先をご確認ください。

また、人事異動による新体制についても、併せてお知らせします。

このページは広報から取り外して使うこともできます。ぜひご利用ください。

報告

飯舘村で震度6弱 3月16日福島県沖地震

3月16日午後11時36分、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、飯舘村では震度6弱を観測しました。

この地震の最大震度は、福島県の国見町・相馬市・南相馬市、宮城県の登米市・蔵王町で観測された震度6強で、福島県・宮城県の全域が「災害救助法」適用地域に指定されました。

村では、地震の直後から関係職員が役場に駆けつけ、災害対策本部を立ち上げて、被害状況の確認や対応にあたりました。翌17日には、断水していた深谷地区・大平地区で、自衛隊による給水を実施。また、行政区の協力を得ながら被害状況の確認を継続し、村内約90軒で屋根瓦の落下が確認されたことから総務課総務係を窓口に応急処置用ブルーシートを配布しました。



道路や農地にひび割れや地割れが発生しました



家屋や塀、のり面などへの被害も報告されています



墓石の被害が多数確認されています



震度6弱の揺れで屋根瓦の落下が相次ぎました

り災証明書の申請受付

問 住民課税務係 ☎0244-42-1615

3月22日から、この地震で家屋などに被害を受けた方に対して、り災証明書の申請受付を行っています。受付場所は住民課税務係（飯舘村役場1階）です。本人確認ができるものと、被害状況が分かる写真をご持参ください。後日現地調査を行った後に、り災証明書を発行します。

●東北電力では、被災した利用者からの申し出に応じて、電気料金等の特別措置を行います。特別措置の内容は、「電気料金の支払い期日の延伸」「不使用月の電気料金の免除」「工事費負担金の免除（要件あり）」「臨時工事費の免除（要件あり）」「使用不能設備に相当する基本料金の免除」で、それぞれに期限等があります。申し込み方法の詳細は、フリーダイヤル ☎0120-066-774まで。もしくは最寄りの東北電力窓口にお問い合わせください。

今回の地震に関する追加の情報は「お知らせ版」等で引き続きお知らせしてまいります。手続き等の際には、最新の情報をご確認ください。